

## 岩手県指定種子生産ほ場の検査等に関する要領

農園第 556 号

制定 令和 3 年 3 月 30 日

改正 令和 4 年 3 月 14 日

### 第 1 目的

この要領は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和 3 年岩手県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 8 条に定める指定種子生産ほ場の検査等に関し必要な事項を定めるものとする。

また、第 9 条に定める種子等の生産者に対する指導等は以下のとおりとする。

### 第 2 指定種子生産ほ場の検査等

- 1 農業改良普及センター所長は、条例第 8 条第 1 項に規定する指定種子生産ほ場のほ場検査（以下「ほ場検査」という。）及び当該ほ場において生産された主要農作物の種子の生産物検査（以下「生産物検査」という。）を行うものとする。
- 2 ほ場検査及び生産物検査の基準及び方法は、指定種苗の生産等に関する基準（平成十四年四月一日農林水産省告示第九百三十三号）及び別記によるものとする。

### 第 3 種子検査員の任命等

- 1 農業改良普及センター所長及び農業普及技術課総括課長は、毎年度 4 月 15 日までに、様式第 1 号により、農産園芸課総括課長に指定種子生産ほ場等の検査を行う種子検査員（以下「種子検査員」という。）の候補者を推薦するものとする。  
なお、候補者の推薦にあたっては、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する職員（県が実施したほ場審査、又はほ場検査の実務に従事した経験がある職員、県が開催する種子検査研修会を受講した職員及び農業改良普及センター所長が適当と認める職員）とすることに留意するものとする。
- 2 種子検査員は、前項の候補者の推薦に基づき、毎年度知事が任命する。
- 3 農産園芸課総括課長は、知事の任命に基づき、様式第 2 号により、身分証明書（様式第 3 号）を交付するものとする。
- 4 農業改良普及センター所長及び農業普及技術課総括課長は、毎年度末までに種子検査員の身分証明書を農産園芸課総括課長に返却するものとする。
- 5 農産園芸課総括課長は、種子検査員に対し、検査に必要な知識や技術の習得及び向上のため、技術書の配布、研修会の開催等の必要な措置を講じるものとする。

### 第 4 指定種子生産ほ場の検査等

- 1 農業改良普及センター所長は、ほ場検査を実施する前に、指定種子生産ほ場を営業者、その他の関係者を招集し、ほ場検査の方針及びほ場検査の実施計画を協議するものとする。

2 種子検査員は、主要農作物種子生産ほ場検査野帳（様式第4号）を作成し、ほ場検査結果について、農業改良普及センター所長に報告するものとする。

3 農業改良普及センター所長は、指定種子生産ほ場を経営する者に対し次の事項について調査、助言及び指導を行うものとする。

(1) ほ場検査前

ア 浸漬、出芽などの種子の予措の方法及び育苗の管理方法

イ 播種又は移植の実施時期

ウ 病虫害発生状況及び防除の方法

エ 異種、異品種等の個体の抜取り方法

(2) 生産物検査前

ア 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法

イ 種子の調製用機械・施設の調整の方法

## 第5 種子の検査の結果の報告

1 農業改良普及センター所長は、ほ場検査又は生産物検査を終了した場合（ほ場検査にあつては、第2期）は、速やかに、様式第5号又は様式第6号により、指定種子生産ほ場を経営する者にはほ場検査又は生産物検査の結果について通知するものとする。

2 農業改良普及センター所長は、検査終了後14日以内に、様式第7号又は様式第8号により、ほ場検査又は生産物検査の結果について農産園芸課総括課長に報告しなければならない。

## 第6 優良な種子等の生産及び普及のための助言及び指導に当たっての留意点

農業改良普及センター所長は、条例第9条の規定に基づき、主要農作物等の種子等の生産者に対し、優良な種子等の生産及び普及のために必要な助言及び指導（以下「指導等」という。）を行う場合には、次の点に留意するものとする。

1 優良な種子等の生産及び普及に対して熱意をもって取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等の実効のある方法を用いて指導等を行うこと。

2 種子等の生産目的等の理解醸成に努めること。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月14日から施行する。

## 別記（第2の2関係）

### 指定種子生産ほ場の検査等

#### 1 ほ場検査

##### (1) 身分証明書の提示等

ほ場検査をする職員は、その身分証明書を携帯し、指定種子生産ほ場を経営する者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

##### (2) 検査の時期及び回数

次の各時期に行うことを基本として、日程を調整した上で実施する。また、当該時期における検査では適正な検査を実施することが困難な場合には、適切な別の時期に加えて検査を行う。

また、検査はほ場全体の状況が十分確認できる方法で行い、早朝及び日没を避け、好天日に実施する。

種類	検査時期	
	第1期	第2期
稲、大麦及び小麦	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

##### (3) 検査基準（最高限度）

異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株（備考1）	雑草	種子伝染性の病虫害（備考2）	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
含まないこと	少発生であること	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと

備考1 異種は、異なる種類の農作物とする。異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。品種特性が変化した変異株は、検査対象品種のうち、当該変異が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

##### 2 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの。

稲：ばか苗病及び線虫心枯病

大麦、小麦：黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆：ウイルス病、黒とう病及び紫斑病

##### (4) 検査の単位

ほ場検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

(5) 異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株

全株を検査する。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができる。

(6) その他の項目の確認

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を検査し、混入、発生及び生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な検査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとった上で、種子として使用に差し支えないと認められる場合は検査基準に適合するものと判断する。

2 生産物検査

(1) 検査の時期

種子として出荷に向けて密封する直前に行う。ただし、検査を行う上で必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に検査を行う。

(2) 検査基準

検査項目 種子の 種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (備考2)	異品種種子 (備考3)	異種種子 (備考4)	雑草種子 (備考5)	病虫害種子 (備考6)
稲	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%
大麦及び小麦	80			0.2	0.5
大豆	80			0	10

備考1 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

2 発芽率は、検査対象品種の純種子（成熟種子、未熟種子及び被害種子（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲、大麦及び小麦の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。以下同じ。）に対する正常に発芽する種子の粒数割合とする。

なお、正常に発芽する種子とは、稲、大麦及び小麦の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有するものに限る。）及び2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子をいう。

3 異品種種子は、検査対象品種の純種子を除いた当該稲、大麦、小麦及び大豆の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子をいう。

4 異種種子は、当該稲、大麦、小麦及び大豆の種類を除いた他の農作物の純種子をいう。

5 強害雑草で防除が困難なものは、調製による除去の難易度を勘案してその混入を禁止する。

6 種子伝染性の病虫害種子は含んではならないものとする。

(3) 検査の方法

ア 検査の単位

1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

イ 検査試料の抽出方法

荷口の作製方法、検査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個検査

1包装ごとに抜取り検査を行う。

(イ) 抽出による確認

検査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により検査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される検査を行う対象の個袋を、原則として100個以上について毎個確認し、不良個袋（検査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出による検査を行う。

(b) 抽出検査に移行する場合には、まず検査の基準に適合する個袋が連続して次の数に至るまで毎個の検査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個検査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43 個

不良個袋を取り除く場合 44 個

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して検査し、当該個袋が合格する限りこの抽出による検査を続ける。

(d) 抽出検査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個検査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、検査する。

荷口中の個体数（個）	抽出個体数（個）	不良個体数（個）
50 以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

(b) 検査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口

は合格とする。また、超えるときは、毎個検査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら検査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における検査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1/1,000 以上を採取する。

b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける検査に供する試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの 5 か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a 又は b の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して検査対象試料を作成する。

ウ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定に使用する試料の数量

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに 1 区 100 粒、4 反覆分計 400 粒を用意する。

(イ) 測定条件

農作物の種類	発芽床の条件(備考1)	温度(備考2)	測定日(備考3)		休眠打破法(備考4)
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱処理(50℃、7日以内)、水若しくは1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱処理(30~35℃、7日以内)、又は、予冷処理(5~10℃、7日以内)、又は、加水量4mlとし5℃で96時間静置、又は、過酸化水素水1%に8~12℃で48時間浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20℃	4	8	予熱処理(30~35℃、7日以内)、又は、予冷処理(5~10℃、7日以内)、又は、加水量4mlとし5℃で96時間静置、又は、過酸化水素水1%に8~12℃で48時間浸漬
大豆	ろ紙の間、砂で覆った紙の上、又は砂の中	25℃	5	8	—

備考1 照光条件で行うことが望ましい。

2 ±2℃の範囲に温度変化を留める。

3 休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、品種の特性等

に応じて3日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で7～10日以内に終わるものについては第1回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日を過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは7日まで検査期間を延長することができる。

4 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

(ウ) 発芽率の測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 平均発芽率は、4反復で測定した結果の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として算出。
- b その際、各反復の最高値と最低値の差が次の表の4反復の誤差の最高限度以下であればそのまま用い、差が誤差の最高限度を超える場合は、再測定を行う。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度	平均発芽率 (%)	測定区間誤差の 最高限度
99	5	86～84	14
98	6	83～81	15
97	7	80～78	16
96	8	77	17
95	9	76～73	17
94～93	10	72～71	18
92～91	11	70～67	18
90～89	12	66～64	19
88～87	13	63～56	19

(4) 純種子率検査の生産等基準及び留意点

少なくとも稲 50 g、大麦、小麦 100 g 及び大豆 500 g の種子を使用し下表を参考に純種子、異種種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離し、稲は 1 / 100 g まで、大麦、小麦及び大豆は 1 / 10 g まで秤量し、それぞれの割合を求める。

用語	生産等基準	留意点
異種種子	0%	異なる種類の農作物の種子をいう。
異品種種子	0%	検査対象品種の純種子を除いた当該作物の異なる品種の種子をいう。ただし、検査対象品種の同質遺伝子品種を除く。
雑草種子	0.2% (稲、大麦及び小麦) 0% (大豆)	農作物以外の種子をいう。
病虫害種子 (種子伝染性病虫害を除く)	0.5% (稲、大麦及び小麦) 10% (大豆)	種子伝染性病虫害によるものを除く病虫害種子をいう。
種子伝染性病虫害種子	0%	種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの及び他に都道府県知事が定めるものをいう。 稲 : ばか苗病及び心枯線虫病 大麦、小麦 : 黒穂病類、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病 大豆 : ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病



様式第1号（第3の1関係）

第 号  
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

種子検査員の候補者の推薦について

岩手県指定種子生産ほ場の検査等に関する要領第3第1項の規定により、下記のとおり種子検査員の候補者を推薦します。

記

職員番号	職名	氏名	生年月日	備考

備考1 推薦する職員の写真のデータを農産園芸課の担当あて別途送付すること

2 備考欄に、新規、継続の別を記載すること

様式第2号（第3の3関係）

第 号  
年 月 日

農業改良普及センター所長 様

農産園芸課総括課長

身分証明書の交付について

岩手県指定種子生産ほ場の検査等に関する要領第3第3項の規定により、下記の職員に身分証明書を交付します。

記

職員番号	職名	氏名	備考

様式第3号（第3の3関係）

（表）

写 真	身分証明書
	職員番号
	氏 名
	生年月日
	上記の者は、裏面記載の立入調査等を行う岩手県の職員であることを証明する。
	（2年間有効）
	年 月 日
	岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

（裏）

立 入 調 査 等
この身分証明書を携帯する者は、次に掲げる法律、条例等の規定により立入調査等を行う者である。
法律・条例の名称
岩手県主要農作物等の種子等に関する条例 （条例第8条に規定するほ場検査及び生産物検査）



ほ場検査結果報告書

氏名（法人及び生産者団体は、その名称及び代表者の氏名） 様

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和3年岩手県条例27号）第8条第1項に規定するほ場検査を実施したので、その結果について、同条第2項の規定により、別紙のとおり通知します。

（別紙）

主要農作物の種子の種類の種類名称：

ほ場 指定 番号	主要農作物 の種子の品 種の名称	ほ場の所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	検査 結果

備考 検査結果欄には、「適」又は「不適」と記載すること

様式第6号（第5の1関係）

第 号  
年 月 日

生産物検査結果報告書

氏名（法人及び生産者団体は、その名称及び代表者の氏名） 様

岩手県知事 ○ ○ ○ ○ 印

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和3年岩手県条例27号）第8条第1項に規定する生産物検査を実施したので、その結果について、同条第2項の規定により、別紙のとおり通知します。

(別紙)

主要農作物の種子の種類の名称：

番号	主要農作物 の種子の品 種の名称	ロット 番号	数 量 (kg)	純種子率 (%)	異 種 種子率 (%)	異品種 種子率 (%)	雑 草 種子率 (%)	病虫害 種子率 (%)	その他 割 合 (%)	発芽率 (%)	検査 結果

備考1 その他割合欄には「傷もみ (割れ粃)」や「異種穀粒 (脱ぶ粒)」等の混入割合と混入しているものの名称を記載すること

備考2 検査結果欄には、「適」又は「不適」と記載すること

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

ほ場検査結果の報告について

岩手県指定種子生産ほ場の検査等に関する要領第5第2項の規定により、ほ場検査結果について、別紙のとおり報告します。

(別紙)

指定種子生産ほ場を経営する者：

主要農作物の種子の種類名称：

ほ場 指定 番号	主要農作物 の種子の品 種の名称	ほ場の所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	検査 結果

備考 検査結果欄には、「適」又は「不適」と記載すること



様式第8号（第5の2関係）

第 号  
年 月 日

農産園芸課総括課長 様

農業改良普及センター所長

生産物検査結果の報告について

岩手県指定種子生産ほ場の検査等に関する要領第5第2項の規定により、生産物検査結果について、別紙のとおり報告します。

(別紙)

指定種子生産ほ場を経営する者：

主要農作物の種子の種類名称：

番号	主要農作物の種子の品種の名称	ロット番号	数量(kg)	純種子率(%)	異種種子率(%)	異品種種子率(%)	雑草種子率(%)	病虫害種子率(%)	その他割合(%)	発芽率(%)	検査結果

備考1 その他割合欄には「傷もみ(割れ粒)」や「異種穀粒(脱ぶ粒)」等の混入割合と混入しているものの名称を記載すること

備考2 検査結果欄には、「適」又は「不適」と記載すること